

# 三重県新型コロナウイルス感染症 感染防止対策強化推進補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症の変異ウイルスが拡大するなか、県内の中小企業・小規模企業等が安定して事業を継続していくためには、一層の感染防止対策の強化を図る必要があります。本補助金は、県内の中小企業・小規模企業等が、これまでの感染防止対策（業種別ガイドラインに基づく取組等）に加え、さらなる感染防止対策のために行う物品等の購入を支援するものです。 ※ 申請に際しては、必ず「募集案内」をご確認ください。

**補助上限額：10万円 補助率：2/3**

**※令和3年4月20日以降支出した経費が対象(消費税は含まず)**

**申請期間：令和3年5月31日(月)～7月30日(金)消印有効※先着順**

**※応募状況により、期間満了前に終了する場合があります。**

## 補助対象事業者

三重県内に主たる事務所又は事業所を有する以下の事業者

- ◆中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）
- ◆NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、生活協同組合、事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合 等（行政機関、公的企業、独立行政法人、大企業は除く）

## 補助対象事業

補助対象事業者が、その店舗、事務所及び事業用施設において、新型コロナウイルス感染防止対策として業種別ガイドライン等を踏まえたうえで実施する、さらなる感染防止対策に資する物品等及び非接触に資するデジタル化に係る物品等の購入

対象となるもの		対象とならないもの
感染防止対策関連(例)	非接触デジタル化関連(例)	
<ul style="list-style-type: none"><li>・来客用検温システム</li><li>・CO2センサー</li><li>・ウイルス除去機能付空気清浄機</li><li>・アクリル板</li><li>・自動水栓</li><li>・サーキュレーター</li><li>・消毒液ポンプスタンド など</li></ul> <p>※ 物品購入に伴う設置費、送料等を含む</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・キャッシュレス化読取機</li><li>・セルフ対応用レジスター</li><li>・オンライン会議・営業等ソフトウェア</li><li>・モバイルオーダーシステム</li><li>・リモート勤務ソフトウェア など</li></ul> <p>※ <u>ソフトウェアについては、パッケージソフトに限る。また、購入費、使用料の支払いが完了したものに限る。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・マスク、消毒液、フェイスシールド、ペーパータオルなどの消耗品</li><li>・汎用性のある物品（パソコン、タブレット、車両、バイク、自転車など）</li><li>・物品等の購入以外の費用（委託費、外注費、工事費（抗ウイルス施工等、物品購入を伴わないもの）、人件費、修繕費、振込手数料、公租公課、材料費 など）</li></ul> <p><b>これらは対象になりません</b></p>

※対象になるかどうか迷われる場合は、購入前に必ず事務局へお問い合わせください。

## 申請方法

「三重県感染防止対策強化推進補助金」案内サイト

([https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027\\_00006.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00006.htm)) から申請様式(様式1)をダウンロードし記載のうえ、必要書類を添えて以下の提出先へ1部郵送してください。

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階  
三重県中小企業団体中央会 補助金事務局 宛

## 事務局・問合せ

〒514-0004

津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階  
三重県中小企業団体中央会 補助金事務局

電話 059-228-5195

(受付時間 平日9時～17時)

## Q & A

※申請に際しては、このチラシのほか、必ず「募集案内」をご確認ください。

### Q1 既に購入した経費についても申請可能ですか？

令和3年4月20日以降に支出した経費が対象となります。ただし、領収書・レシート等が必要となります。

### Q2 この補助金は、先着順ですか？

令和3年5月31日(月)から申請受付を開始し、先着順となります。申請総額が予算額に達した場合、受付期間中に受付を締め切る場合があります。応募状況については、随時「三重県感染防止対策強化推進補助金」案内サイトにてお知らせします。 [https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027\\_00006.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00006.htm)

### Q3 交付されない場合はありますか？

補助対象事業者、補助対象事業等の内容が要件に合致しない場合、交付されない場合があります。募集案内等で要件等を確認のうえ申請してください。申請受付ののち、事務局にて審査を行い交付又は不交付の通知を送付させていただきます。

### Q4 補助上限額10万円、補助率2/3というのはどういう意味ですか？

補助金額は、補助対象経費(消費税は含みません)に3分の2を乗じた金額となります。ただし、補助上限額は10万円とします。(例えば、補助対象経費が27万円の場合、3分の2を乗じた金額は18万円となりますが、この場合、補助上限額の10万円が補助金額となります。)

### Q5 大企業は対象ではないですか？

大企業は対象となりません。中小企業・小規模企業とは、中小企業基本法第2条第1項に定める会社及び個人をいいます。

### Q6 マスクや消毒液は対象になりますか？

マスク、消毒液、ペーパータオル、フェイスシールドなどの消耗品は対象となりません。

### Q7 パソコン、タブレットは対象になりますか？

パソコン、タブレット、車両、バイクなどの汎用性のある物品は対象となりません。

### Q8 換気扇を設置したいのですが、設置費も対象になりますか？

物品の購入等に伴う設置費、送料は補助対象経費に含めていただくことができます。委託費、外注費、工事費(抗ウイルス施工等、物品購入を伴わないもの)、人件費、修繕費、振込手数料、公租公課、材料費などは対象となりません。

### Q9 ソフトウェアも対象となりますか？

パッケージソフトウェアに限りソフトウェアも対象となります。開発等が必要な専用ソフトウェアは対象となりません。

### Q10 持参による申請はできますか？

持参等での申請は受け付けられません。必ず、「三重県感染防止対策強化推進補助金」案内サイト

([https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027\\_00006.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00006.htm))から申請様式(様式1号)をダウンロードして記入のうえ必要書類とともに郵送にて申請してください。

### Q11 どのような添付書類が必要ですか？

領収書・レシート等の写し、直近の確定申告書第1表の写し、通帳の写し、物品等に係る写真などが必要です。詳しくは、募集案内を確認してください。

### Q12 店舗が複数あるのですが、店舗ごとに申請はできますか？

同一事業者による申請は1回限りとし、2回以上の補助金申請を行うことはできません。

### Q13 クレジット払いでの支払いも対象となりますか？

申請者の名義のクレジットカードによる支払いであれば対象となります。申請者と違う者の名義のクレジットカードによる支払いは対象となりません。

### Q14 物品がまだ手元に届いていないが、先に申請ができますか？

必要書類として購入した物品等の写真を添付していただく必要があります。物品がお手元に届いたのち、物品の写真を撮影していただき、全ての書類を整えたのちに申請してください。

### Q15 ポイント払いは対象になりますか？

ポイントを物品等の購入代金に充てた場合、補助対象経費の対象とはなりません。